

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所長適任者の選出等に関する規程

〔平成 26 年 11 月 13 日〕
アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 2 号

改正 平成 28 年 12 月 15 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 1 号
令和 2 年 10 月 15 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 1 号
令和 4 年 11 月 17 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成 16 年規則第 181 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所長適任者（以下「所長適任者」という。）の選出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 所長適任者は、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）の教授のうちから選出する。

2 前項の教授のうち、引き続き 4 年を超えて所長に在任することとなる者を所長適任者として選出することはできない。

(選出人数)

第 3 条 所長適任者は、2 名選出する。

(選出方法)

第 4 条 所長適任者の選出は、研究所教授会（以下「教授会」という。）において、投票による選挙とする。

2 投票権者は研究所の教授、准教授及び助教とする。

3 投票は、単記無記名投票とする。2 名以上を連記した場合、その投票は無効とする。

4 開票は、投票終了後、直ちに研究協力課が行う。

5 投票の結果、得票 1 位または 2 位にそれぞれ 2 名以上の所長適任者が選出されたときは、当該得票同数の者について、再投票を行う。

6 前項の投票の結果、再び得票数が同数の場合は、繰り返し行う。

(不在者投票)

第 5 条 投票権者で、やむを得ない事由により投票日当日に投票することができない場合は、事前に不在者投票を行うことができる。

2 不在者投票は、投票日の前日までに、投票権者自らが教授会議長（以下「議長」という。）が指定する提出所において、投票用紙及び封筒の交付を受け、その場所で自ら投票用紙に記入し、これを封筒に入れ、封をしたのち、表面に署名した別の封筒に入れ提出する。

3 提出された投票用紙は、研究協力課が開票時に開封するものとする。

(推薦)

第6条 議長は、第4条により決定した所長適任者を順位及び得票数を付して学長に推薦する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、所長適任者の選出等に関し必要な事項は、教授会の議を経て議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所長候補者選考規程（昭和43年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年11月17日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所長適任者の選出等に関する申合せ（平成26年11月13日制定）は、廃止する。